

いちご^{いちえ}会とちぎ国体・いちご^{いちえ}会とちぎ大会 文化プログラム実施基本方針（案）

1 目的

多くの県民が文化・芸術活動を通じて第 77 回国民体育大会および第 22 回全国障害者スポーツ大会（以下「兩大会」という。）に参加することで、開催機運を盛り上げるとともに、県民総参加の大会をめざす。

あわせて、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会以降も見据えて策定された「とちぎ版文化プログラム」のレガシーを継承できるよう、とちぎの魅力ある文化を県内外に発信しつつ、地域の活性化に繋げる。

2 事業内容

文化プログラムの内容は、次のいずれかに該当し、いちご^{いちえ}会とちぎ国体・いちご^{いちえ}会とちぎ大会栃木県準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）が認めたものとする。

- (1) スポーツに関連する文化・芸術事業
- (2) 栃木県の文化・芸術を紹介する事業
- (3) その他文化プログラムの目的に沿うと認められる事業

3 事業実施者

文化プログラムの事業を実施できるものは、次のとおりとする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、栃木県及び特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会
- (2) 栃木県内の市町
- (3) 文化プログラムの開催目的に賛同する団体、機関等（宗教団体、政治団体を除く）

4 実施期間

文化プログラムの実施期間は、原則として平成34(2022)年1月1日から平成34(2022)年12月31日までの期間とする。

5 会場地

文化プログラムは、原則として栃木県内で実施する。

6 経費負担

文化プログラムの実施に係る経費は、3に定める各事業の実施者が負担する。